# 令和7年10月12日より
# 自動車通関証明書が電子化されます。

【対象】
登録自動車
小型二輪
軽二輪

○税関から発給された自動車通関証明が国土交通省へ電子的にデータ連携されるため、令和７年10月12日以降に発給された通関証明書については、自動車登録申請時において添付が不要となります。

※なお、令和７年10月11日以前に発給された自動車通関証明書については、現行どおり紙媒体による提出が必要です。

○自動車技術総合機構において行う、並行輸入自動車書面審査においても当該電子データが活用されます。

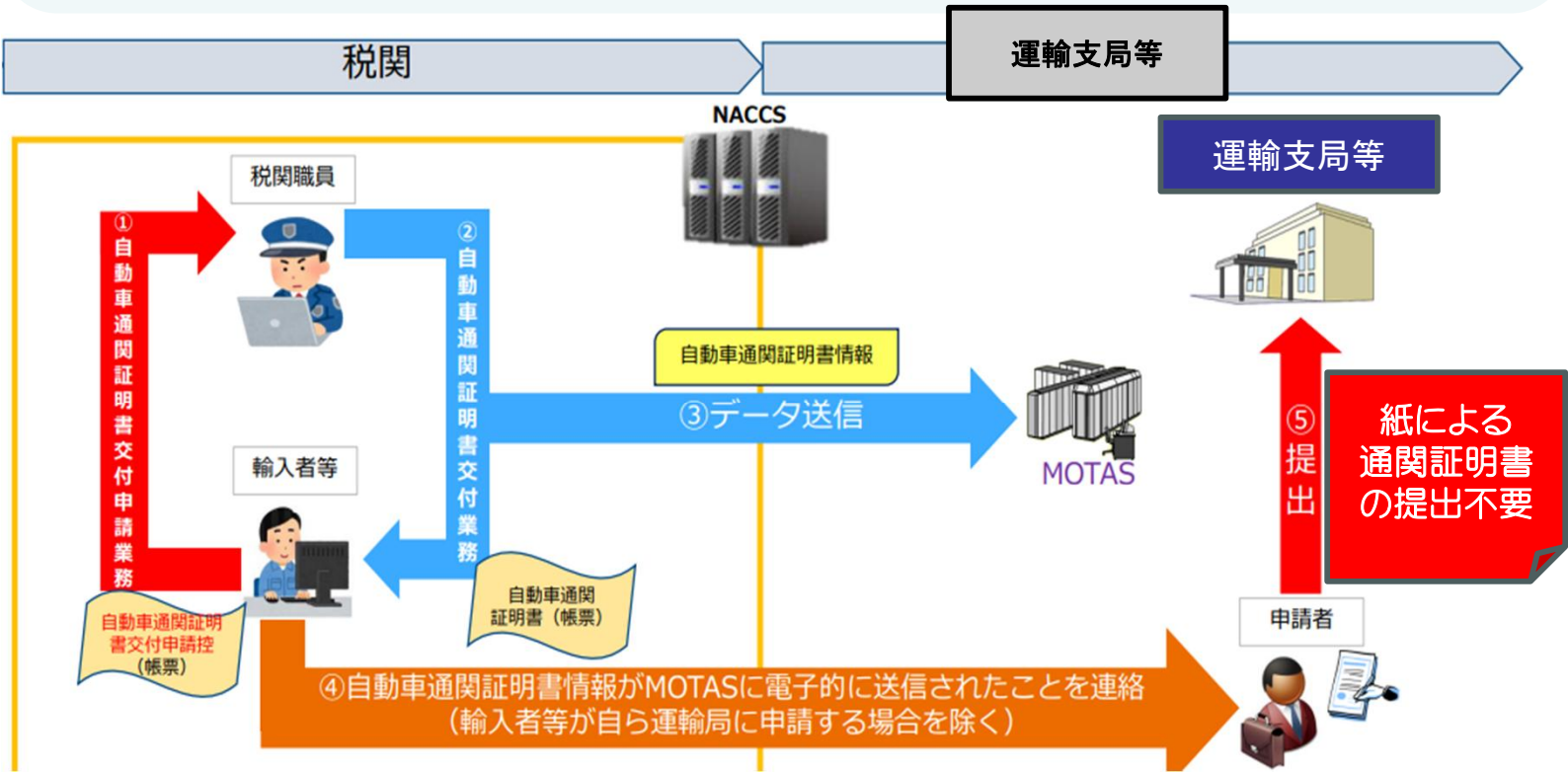


国土交通省